

出雲市同和教育研究指定事業の取組

市は市内の地区同和教育推進協議会を指定し、当該地区内の幼稚園、小・中学校、保育園（所）、コミュニティセンター等と連携を図りながら、「真に明るく住みよい民主的な社会の創造」をめざした地域ぐるみの同和教育を推進しています。

令和2年度・3年度に指定を受けた鳶巣地区と東地区では、コロナ禍ということもあり研修会等が予定どおりには行えませんでした。それぞれの実情に合わせて特徴のある取組が行われました。

○鳶巣地区

**〔活動テーマ〕 未来へつなぐ 明るく住みよいまち鳶巣
～見つめよう自分自身の言動を 尊重しよう一人ひとりの人権を～**

事業前年に人権問題に関する住民意識調査を実施し、地域の課題を把握するとともに、事業の推進体制や推進計画などを整え、2年間の出雲市同和教育研究指定事業に取り組みました。

コロナ禍での事業実施となり、研修会の中止や参加者制限などをしなければならない状況もありましたが、各種団体や各町内の協力を得て、地域ぐるみの取組ができ、人権意識の向上につながったと考えています。

今後も、人権に配慮した事業を継続し、「明るく住みよいまち鳶巣」をめざしていきます。



▲講演会開催



▲コミュニティセンター事業で人権劇8本制作



▲新たに組織された女性災害サポート隊

○東地区

〔活動テーマ〕 気づき 学び ふるまい向上 心豊かな東

東地区では、コミュニティセンターに新しい啓発看板「ふるまい向上 みんなでしよう! あいさつ 感謝 心づかい」を掲げました。子どもから高齢者まで誰もが気持ちよく暮らせる心豊かな東にしていきたいと願います。

先行事例に学んだ視察や研修会等が困難な中で、三密を避ける研修を模索し、DVD回覧研修、ケーブルテレビ番組、YouTube配信などを新しく試みました。指定を契機に、今後とも地区・教育機関一丸となって歩みます。



▲コミュニティセンターの新しい啓発看板



▲人権・同和教育研修会



▲指定事業発表会

令和4年度は、神西地区及び伊波野地区(2年目)、長浜地区及び出東地区(1年目)で、同和教育研究指定事業が行われています。また、その他の地区でも、さまざまな活動が行われています。

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人々の人権を尊重することを目的としています。誰もが、地域に誇りと愛着を持ち、心豊かに生活していけるよう、ともに、差別のない住みよいまちづくりをしていきましょう。

10月支給分(6月分~9月分手当)から 児童手当の制度が一部変わります

1. 令和4年10月支給分(令和4年6月分~令和4年9月分)から、 所得額により、特例給付が受給できない場合があります。

※特例給付とは…受給者の所得額が児童手当の所得制限額以上となった方に特例として児童1人当たり月額5,000円を支給するものです。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

受給者の所得額により、手当の支給が令和4年6月分から次のとおり変更になります。

所得額 < ① : 児童手当を支給
 ① ≤ 所得額 < ② : 特例給付を支給
 ② ≤ 所得額 : 支給なし

受給者及び児童の養育状況や現況に変更があった場合には、その都度、速やかに変更届の提出が必要です。

(例)

- ・ 養育する児童の数に増減があった場合
- ・ 住所や氏名が変わったとき
- ・ 婚姻、離婚をした場合
- ・ 受給者の加入する年金が変わったとき、公務員になったとき 等

2. 令和4年度以降の現況届が一部の方を除き提出不要となります

引き続き現況届が必要な方は、下記のとおりです。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が出雲市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、出雲市から提出の案内があった方

令和2年・令和3年度の現況届を未提出の方は、あわせて提出をお願いします。

◇手続きの流れ◇

対象者には、6月に必要な書類を送付しますので、必要事項を記入し、**6月末までに**提出してください。
 ※提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなる場合があります。

◇受付日時◇

★平日受付 6月1日(水)~30日(木) 8:30~17:15
 (本庁子ども政策課・各行政センター市民サービス課)

◇郵送先◇

〒693-8530 出雲市今市町70 出雲市役所 子ども政策課

おたすね / 子ども政策課 ☎21-6963

出雲いりすの丘公園 利活用事業者を募集します

出雲いりすの丘公園再生に向けて、地域振興、地域活性化につながる事業計画をもつ民間事業者を募集します。

対象施設 出雲いりすの丘公園
 【斐川町学頭 3646 番地 1】

募集期限 8月31日(水)まで

現地見学会 7月29日(金)まで

※応募の条件など詳しくは、市のホームページまたは下記にお問い合わせください。



申込み・おたすね / 観光課 ☎21-6995